



平成30年 5 月10日

各 位

社 名 住友大阪セメント株式会社  
代表者名 取締役社長 関根 福一  
(コード番号5232 東証一部)  
問合せ先 総務部長 神村 純  
(TEL 03-5211-4505)

### 単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の定めに基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第155回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって効力が生じることといたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、平成30年10月までに、国内上場会社の普通株式の売買単位（以下「単元株式数」といいます。）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記2.の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式の併合

### (1) 併合の目的

上記1. の単元株式数の変更後においても、各株主様の議決権数に変更が生じないようにすることなどを勘案し、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、本株式併合後の発行済株式総数の発行可能株式総数に占める割合等を勘案し、現行の1,470,130,000株から130,000,000株に変更することといたします。

### (2) 本株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 効力発生日の発行可能株式総数 130,000,000株（併合前：1,470,130,000株）  
なお、発行可能株式総数を定める定款の定めは、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更されます。

### ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	417,432,175株
併合により減少する株式の数	375,688,958株
併合後の発行済株式総数	41,743,217株

（注） 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数に併合割合を乗じて算出した理論値です。

### ⑤ 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	440名（1.69%）	1,269株（0.00%）
10株以上	25,605名（98.31%）	417,430,906株（100.00%）
合計	26,045名（100.00%）	417,432,175株（100.00%）

上記株主構成（平成30年3月31日現在）を前提として本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様440名（その所有株式の合計は1,269株）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき当社が一括して処分しその処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記2.の株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,470,130,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>130,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成30年5月10日	取締役会
平成30年6月28日(予定)	第155回定時株主総会開催日
平成30年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続との関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

以 上

添付資料

(御参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

(御参考)

単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更と株式の併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、平成30年10月までに、国内上場会社の普通株式の売買単位（以下「単元株式数」といいます。）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更した後においても、各株主様の議決権数に変更が生じないようにすることなどを勘案し、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数の変更および株式の併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成30年6月28日	定時株主総会
平成30年9月26日*	当社株式の売買単位が100株に変更
平成30年10月1日*	単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日
平成30年11月上旬*	株主様へ株式併合割当通知発送
平成30年12月初旬*	端数処分代金の支払開始

\* 平成30年6月28日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

Q 3. 株式の併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 3. 株式の併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株主様が所有する当社株式の数は10分の1になりますが、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式の併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日前後で、株主様の所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,400株	2個	240株	2個	なし
例③	1,726株	1個	172株	1個	0.6株
例④	504株	なし	50株	なし	0.4株
例⑤	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式の併合の結果、1に満たない端数が生じた場合（上記の例③～例⑤）には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします（具体的なスケジュールはQ2.のとおりです。）。このお支払いに関するご案内については、平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記の例⑤）は、株式の併合により全ての株式が端数株式となるため、株主としての地位は失われることとなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株主は、何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式の併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様の口座のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式の併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
電話番号：0120-782-031（通話料無料）  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上